

幼稚園・認定こども園（教育部）を利用している
施設等利用給付2号又は3号認定保護者の皆様へ

岩倉市 こども家庭課

施設等利用費（令和8年4月～令和8年8月分の預かり保育利用料）の請求について

日頃より岩倉市の幼児教育・保育行政にご理解・ご協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、標記の件につきまして、下記のとおり給付の額及び請求方法等をご案内いたしますので、期日までにご提出いただきますようお願いいたします。

記

1 施設等利用費（預かり保育）の給付を受けられる人（対象者）

- ・施設等利用給付2号又は3号認定を受けている（受けていた）人

2 施設等利用費（預かり保育）の給付額

- ・令和8年4月1日から令和8年8月31日までの間で施設等利用給付2号又は3号認定を受けていた期間について給付を受けられます。
- ・上記期間の1か月ごとに(1)～(3)を比較して最も低い額が給付されます。
 - (1)実際に施設に支払った預かり保育利用料（おやつ代などは対象外）
 - (2)450円×預かり保育の利用日数
 - (3)施設等利用給付2号認定の場合は月額11,300円、3号認定の場合は月額16,300円。（月の途中から又は途中までの認定の場合は日割り計算）

3 提出していただく書類

- ①「施設等利用費請求書（償還払い用）」
- ②実際に施設に支払った預かり保育利用料の領収証の写し
- ③「特定子ども・子育て支援提供証明書」
- ④振込先の口座番号等が確認できる資料（通帳の写し等）

※②③は利用した園が発行します。今回給付を受けようとする期間について記載されているものを全て添付してください。なお、園によっては②③が1つの様式にまとめられている場合があります。

※きょうだいで同じ口座に振り込む場合は、④の提出は1枚で結構です。

4 請求の期限及び提出先

- ・令和8年10月23日（金）までに在籍園に提出してください。
- ・提出に関して園から別途指示がある場合は、その指示に従ってください。

5 給付金の支払予定時期

- ・令和8年12月下旬を予定しています。5か月分を一括で支払います。

【問合先】 岩倉市 こども家庭課 保育グループ
電話 0587-50-0372（直通）